

| | |
|------------------|---|
| Title | 〔商法一五一〕 第三者異議の訴と法人格否認法理の適用 (鹿兒島地裁昭和四六年六月一七日判決) |
| Sub Title | |
| Author | 安井, 威興(Yasui, Takeoki) 商法研究会(Shoho kenkyukai) |
| Publisher | 慶應義塾大学法学研究会 |
| Publication year | 1975 |
| Jtitle | 法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.48, No.11 (1975. 11) ,p.80- 85 |
| JaLC DOI | |
| Abstract | |
| Notes | 判例研究 |
| Genre | Journal Article |
| URL | https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19751115-0080 |

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一五二〕 第三者異議の訴と法人格否認法理の適用

〔判示事項〕

第三者異議の訴について法人格否認の法理を適用した事例

〔参照条文〕

民法一条 有限会社法一条 民事訴訟法五四九条

〔事実〕

訴外Aは昭和二二年八月二五日Y(被告)の所有地にバラック建家屋を存置所有して精肉販売業を営んでいたが、昭和二三年八月三日右土地に仮換地の指定がなされたので、右家屋を換地予定地に移築したところ、Y・A間にAの右換地予定地の占有権原について調停や訴訟による紛争が生じた。しかるに、Aは右家屋を本件家屋(二階建)に改築し、また昭和二八年八月一日にはX有限会社(原告)を設立して、代表取締役就任し、また右営業の主体をAからX会社に変更した。X会社は、本件家屋の一階のうち店舗部分について、形式的にはAと賃貸借契約を締結している。他方、YはAを相

〔鹿児島地判昭和四六年六月一七日
昭和四三(四)第四八六号第三者異議事件〕
下級民集二二卷五・六号七〇二頁

手として家屋取去土地明渡請求の訴を提起していたが、昭和三六年九月二七日Y勝訴の第一審判決をえた。そして、この判決は控訴審、上告審を経て昭和四三年二月一五日確定したので、Yはこの判決にもとづき建物取去の強制執行に着手した。そこで、X会社はYを被告として本件訴訟である第三者異議の訴を提起し、本件家屋はX会社とその設立時以来Aから賃借占有し、その営業に使用しているものであるから、これに対する強制執行は許されないと主張した。これに対し、Yは、X会社の代表者はAであり、X会社とAは住所を同じくし、その他X会社の営業の種類、規模等から考えて、X会社とAとは実質的には同一人であるといふべきであるから、①かりにX会社がAから本件家屋を賃借しているとしてもその契約は虚偽表示に準じて無効であり、②そうでないとしても、X会社は信義則上、本件強制執行により侵害されるべき賃借権があることをYに対し有効に主張しうべき法律上の地位にはないと抗弁した。この抗弁に対し

て、X会社は、Yは法人格否認の法理を主張するものと思われるが、X会社はその構成人員や営業実態からみてAとは別個の実体を具える別人格であり、また執行関係は執行当事者ごとの債務名義の執行力ある正本の存在を前提とし、当事者の変更があれば承継執行を要するのであるから、法人格否認の法理は執行関係においては容認しえないものといわなければならないと答弁した。

なお、X会社については右の事実のほか次の如き事実が認定されている。①その設立の目的は税金の軽減にあること。②その営業はその経営主体の変更にかかわらず営業内容および規模において変更のないこと。③A、Aのおじ、Aの妻およびその父がその社員であり、取締役にはAのほかAのおじが就任しているが、その実質的な出資者および支配者はAであること。④社員総会を開催したことはないこと。⑤その財産とAの財産とは明確に区別されているとはいえず、たとえば本件家屋のうちAの占有部分である二階にX会社の従業員を起居させたりしていたこと。⑥Aとの間の本件家屋の一部の賃貸借についても、賃貸借契約書や賃料の領収証は少なくとも現在は存在せず（かつて存在したかどうかも定かではない）、また賃料額が本件家屋の位置からいって格安であること。

〔判旨〕請求棄却

「右認定事実によれば、X会社は、要するに、肉屋が税務対策のためいわゆる法人成りをしたにすぎないものであつて、有限会社の形態こそ採っているけれども、それは全くの形骸にすぎず、その実体は背後に存する訴外A個人にはかならないことが認められるか

ら、X会社は、Yが訴外Aに対する前記債務名義に基づき本件家屋に対してなす強制執行につき、第三者として、右強制執行を妨げる権利を主張することは許されないものといわなければならない。これに對して、X会社は、いわゆる法人格否認の法理は執行関係においては妥当しないと主張する。なるほど、いわゆる法人格否認の法理が適用されるべき場合であつても、個人に對する訴訟の判決の既判力及び執行力は、当然には法人に及ばず、従つて、法人に對しても執行しようとするれば、個人に對するのとは別個の債務名義なり執行文なりが必要となることは、所論のとおりである。しかし、これは、執行手続を判決手続から分離独立させ、執行機関には執行の目的物の債務者の責任財産への帰属やこれに對する他人の権利の有無に關しては形式的に審査する権限職責しか与えないこととしたことの当然の帰結であるにすぎないのであつて、執行の目的物の債務者への帰属やこれに對する他人の権利の有無を実体的に審査する判決手続たる第三者異議の訴訟においては、執行手続におけるとは異なり、事柄を実質的にみて、個人と法人とを通じて一個の法人格しか存在しないとの実体的判断をすることができるとは、寧ろ当然といわなければならない。いわゆる法人格否認の法理の適用により第三者異議が認められないこととなる結果、個人に對する債務名義だけで実質的には個人のものであつても形式的には法人のものとなつてゐる財産に對しても執行することを事実上容認することとならうが、これは、右に述べたところからも明らかにならうに、執行当事者ごとの執行名義の存在の要請は執行手続の形式的確実性に基づく要

請であつて事実的結果にまで及ぶものではないから、なんら背理とはいえないし、このような事実的結果こそ正にいわゆる法人格否認の法理の企図するところというべきであらう。」

〔評釈〕結論に賛成

一 本判決は、法人格否認の法理を適用し、X会社の第三者異議の訴を排斥したものである。そこで、第三者異議の訴訟においてもこの法理を適用しうるか否かがまず問題となるが、この法理がこの訴訟においても有用であるのであれば、一応これを肯定してよいであらう(竹下「本件判批」判例評論一六〇号三二頁参照)。つぎに、判旨はこの法理をいかなる効果を生ぜしめるための論拠として用いたのであるかが問題となる。判旨は、この法理適用による事実的結果として、A債務名義の執行力がX会社に及ぶことになるとするのであるから、A勝訴判決の効力が訴訟法的にX会社に及ぶ—いい換えればX会社は民事訴訟法二〇一条の主観的範囲に含まれる—という効果を生ぜしめるために、この法理を用いたのではないと思われる。それでは、X会社はYに対して本件家屋の賃借権を主張しえない、あるいは本件土地明渡義務を負っているという実体法上の関係を確定するためにのみこの法理を用いたのであるか。しかし、判例、通説は、執行の目的物につき占有権を有する第三者は、占有が侵害されるかぎり占有権を異議事由として主張しえ(大判昭和六・三・三一民集一〇卷一五〇頁、兼子・増補強制執行法五五頁、伊東「第三者異議の訴民事訴訟法講座一四七頁、石川・実務法律大系強制執行・鏡壳一六四頁)、またその占有は執行債権者に対抗しうる正当な権限にもとづくもの

であることを必要としないと解している(最判昭和四七・三・二判例時報六六号五五六頁、兼子・前掲五五頁、石川・前掲一六四頁)。したがつて、X会社の本件賃借権の存在を前提とするかぎりには、X会社がYに対して実体法上かかる関係にあるというのみで、また別訴でX会社の本件土地に対する占有権の不存在が確定しているわけではないのに(最判昭和三八・一一・二八民集一七卷一五五四頁参照)、X会社の異議請求を排斥することは許されないはずである。それでは、判旨はいかなる論理によつたのであらうか、その文脈からそれを読することはかならずしも容易ではない。もつとも、これについては、この法理と信義則との組合せによる法律構成によるべきであるとの見解がある(竹下・前掲三二頁、三三頁、なお判旨も実際は同様の構成をとつているとも解しうるとされるが、この構成によるとすれば、Aが家屋取去土地明渡義務を負っていることも改めて本件訴訟で認定する必要があることを示唆される)。すなわち、X会社は、この法理適用の結果、Aと同じくYに対して実体法上家屋取去土地明渡義務を負うことになるが、かかる場合には信義則上その賃借権または占有権を主張して執行の排除を求めるとは許されないから、その請求は棄却されるべきであると構成すべしとするのである(したがつて、原告が実体法上債権名義に表示されているのと同じの給付義務を負つている場合には、債務名義がなくとも、この事実をこの訴訟の抗弁事由となしうることになる。その理由は、この訴訟がその給付義務の実現のための強制執行の当否を審理することを目的としていること、反訴は控訴審では原告の同意を要すること(八民訴三八二条)および原告はその義務を履行すべきであるのに、執行関係では第三

者であるという地位を利用してその執行を阻止することは信義則違反であることなどに求められる。そこで、もし判旨がかかる構成によつていと仮定しうるならば、ここで検討を要するのは、この法理を適用しX会社・Y間の実体法上の関係を確定することの妥当性如何、また執行債権者YはX会社がYに対して実体法上給付義務を負つてゐることを、この訴訟において、抗弁となしうるか否かの問題であるといひうるであらう。

二 判旨は、法人格否認の法理を形骸論により構成しているが、その要件事実としての本件認定事実については、個人と会社とのかかる事実的關係を形骸化の要件として認めることは、法人格の利用が広く解放されていることと矛盾し、かつ当事者の期待に反することになるとの批判がある(服部「本件判批」ジュリスト五七九号一一六頁、一一七頁)。たしかに、かかる事実的關係はわが国の小規模会社の大多数にみられるところであるが、そうだからといつて、かかる事実的關係により不衡平を作出することが許されてよいはずはないから、この批判には賛同しえない。むしろ、形骸論が非難されるべきは、それが判断過程の实体を反映しない仮装理由にもとづく法律構成を許すことにあり(江頭「法人格否認論の形成とその法構造」法学協会雑誌九〇巻二号九九頁以下)、したがつてこの法理が安易に適用される危険を内包していることにある。それゆゑ、判旨がこの法理を形骸化論により構成したことは適切とはいひ難い。この法理の適用にあつては、不衡平を作出する法人格の客観的容態とこの法理適用の効果とを結びつける法律構成がなされるべきである(江頭「法人格

否認の法理」法学教室八第二期V4一九三頁、拙稿「判批」法学研究四八巻二号六九頁)。

ところで、X会社が実体法上Yに対してAと同じく本件土地明渡義務を負つてゐることを確定するために、この法理を用いる必要があるのはいかなる場合であらうか。Aが本件土地の無権限占有者であるとするならば、とくにこの法理を用いる必要のないことはいうまでもないであらう。それでは、A・Y間に本件土地賃貸借があるとして、X会社が転借人である場合はどうであらうか。賃貸人の承諾のない転賃はこれをもつて賃貸人に対抗しえないのが原則であるが(民六二条)、判例、通説は、無断転賃であつても、賃貸人と転借人とが同一の営業をなすもので、ただ形式的に人格の変更があつたにすぎない場合には、背信行為にあたらぬとして賃貸人の解除権は発生しないと解している(最判昭和三九・一一・一九民集一八巻九号一九〇〇頁、広中「賃借権の譲渡、転賃」民法論集一六〇頁、岩野「賃借権の譲渡と転賃」契約法大系Ⅲ一五七頁以下)。したがつて、X会社も適法に本件土地を占有しうることになるが、この場合にX会社が自分の側からYに対してその転賃借を主張するようなきには、この法理を用いる必要があるかもしれない。しかし、本件ははたしてそのような場合であらうか。本件における実体法上の関係を確定するのに、この法理を用いる必要があつたのかはなほ疑問である。

三 原告が実体法上債務名義に表示されているのと同じの給付義務を負い、しかもそれについてすでに債務名義がある場合には、執行債権者が原告に対する執行文を取得さえすれば、当該目的物につい

て執行しうるのであるから、この事実を第三者異議の訴における抗弁として認めることには異論はない(竹下前掲三二頁)。しかし、実体法上給付義務を負うのみで債務名義がない場合にも、この事実を抗弁として認めるべきなのであろうか。これを肯定する説もある(竹下・前掲三二頁、なお本稿一参照、江頭「法人格否認の法理と判決の効力の拡張」商事法の諸問題△以下前掲と略▽三三頁)。しかし、X会社とAとは別人格なのであり、しかも本件家屋の一部はX会社の占有するところであるから、Aに対する執行文をもってX会社に対して執行しようとするれば、X会社は執行方法異議を申立てるはずであり(民訴五四四条)、その場合Yは執行文付与の訴によりX会社に対する承継執行文を取得しえないとすれば、別訴でX会社債務名義をうる必要があるにもかかわらず、第三者異議の訴が提起された場合には異なる結果が生ずるとすることはアンバランスではないのであろうか(服部・前掲二一七頁)。しかも、A債務名義の効力がX会社に及ぶ場合であっても、X会社に対して執行しようとするれば、X会社に対する承継執行文を必要とするのに、第三者であるX会社に対する執行であるにもかかわらず、Aに対する執行文のみでその執行をなしうるのではあろうか。それとも、方法異議と第三者異議の訴とは別個の目的に奉仕する制度であることを理由として、かかるアンバランスも承認しうるのであろうか。そうだとすれば、X会社の方法異議申立ても否定しえないことになるから、結局Yは別訴をもってX会社債務名義を取得せざるをえないことになりそうである。もつとも、Aに対する執行文をもってX会社の占有物につき事実上執行しうる場合も

あるから(たとえばX会社の占有が間接占有である場合)、かかる事実を抗弁として認めることを一概に排斥するつもりはないが、本件においては、Aに対する執行文でX会社に対する執行はなしえないと解するから、これを肯定しても意味はないと思われる。X会社が第三者であることを前提とするのであれば、Yは第三者異議の訴に対する反訴を提起すべきであつたのではなからうか(竹下・前掲三二頁は民訴三九条の要件は存するとする)。

四 しかし、Yの抗弁はX会社が民事訴訟法二〇一条との関係でも当事者であるとの趣旨であるとも解しえ、またそうであるとしてこの抗弁を認めうるならば、判旨の構成はともかく、その結論は妥当なものといえることになる。そこで、検討を要するのは、Y勝訴判決の効力がX会社にも及ぶか否か、これを肯定するとしてもこの法理を適用する必要があるか否かの問題である。もつとも、X会社にY勝訴判決の効力が及ぶとすれば、本件認定事実からいつて、民事訴訟法二〇一条一項の目的物の所持人に該当するであろうから、この点についてのみ検討する。

通常、家屋収去土地明渡の義務を有する者から、その家屋を賃借している者はこの目的物の所持人には該当しないと解されているから(大決昭和七・四・一九民集一一卷六八一頁、菊井Ⅱ村松・民事訴訟法一六七五頁)、本件家屋の賃借人であるX会社はこの目的物の所持人には該当しないことになりそうである。ところで、本稿二における検討を前提とし、Y・A間に土地の賃貸借があるとして、AがX会社にその土地を無断で転貸したと仮定した場合に、背信行為にあたらぬ

としてYの解除権が発生しないとすれば、何故背信行為にあたらな
いことになるのであろうか(大隅「法人格否認の法理の一適用」会社と訴
訟上四八頁以下参照)。それは、X会社はその土地の占有についてA
とは別個独立の利益を有するに至っていないとの実質的な考慮に
よるものと思われる。そうだとすれば、本件においてもX会社は第
三者ではあるが、本件土地を自己のためではなく、Aのために占有
する者として、この目的物の所持人に該当すると評価することも可
能なのではなからうか。あるいは、この目的物の所持人に、引渡請
求の執行免脱を目的として債務者から仮装譲渡を受けた者、また原
告が売買による所有権移転登記請求をしているときに、被告から仮
装売買にもとづいて移転登記をえた者をも含ましめうるとの解釈を
前提とすれば(前者については、大隅乙郎「民訴二〇一条一項後段の請求
の目的物を所持する者について」実務的民事法の諸問題Ⅱ三四一頁、新堂・
民事訴訟法四二二頁、後者については、大阪高判昭和四六・四・八判例時報
六三三頁、同評釈・新堂・別冊シュリスト三六号一八九頁)、X会社とAと
の実質的關係から、本件貸借を仮装貸借にあたるとしてX会社
も目的物の所持人に該当すると評価することも可能なのではなから
うか(江頭・前掲二九頁、三四頁、三七頁参照)。

かかる解釈は民事訴訟法二〇一条から直接に導出しうると思われ
る。しかし、かかる解釈も法人の実質的關係を考慮するものとして
法人格否認の法理の適用であるとするならば、この法理の適用は執
行関係訴訟とくに執行文付与の訴へにおいても否定されるべきで
はない(拙稿「判批」法学研究四八巻二号六七頁以下参照)。ただし、こ

の法理の要件を固定化して、民事訴訟法二〇一条と無関係に、この
法理適用によつて会社または社員のいずれか一方の受けた判決の効
力が他方に及ぶと解することが危険であることはいうまでもない
(江頭・前掲三二頁以下)。なお、かかる解釈は、執行文付与の訴にお
いて、会社の実質的關係についての困難な認定を要求することにな
り、また訴訟承継主義との関連で問題が生ずるが、仮装譲渡などの
場合とほぼ同様に解決しうるのではないかと考えている。

安井 威興